

中小企業の設備投資を支援します!

中小企業庁

2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の生産性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。今般、本特例の対象設備に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長*します。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ*になります

*2021年3月末までとなっている適用期限を2023年3月末まで2年間延長

*課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法】

POINT!

国
(導入促進指針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象

市区町村
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（詳細下記）が対象

中小企業*
(先端設備等導入計画の策定)

事前確認

認定経営革新等支援機関

(例：商工会議所・商工会・中央会、地域金融機関、工業等の専門家 等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

○対象設備(固定資産税の特例)

(注) 市区町村により 異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備（事業用家屋除く）。

【設備の種類等（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（60万円以上／14年以内）
- ◆構築物（120万円以上／14年以内）
- ◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

お問い合わせ先

<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市区町村先端設備等導入計画担当課

<税制について> 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821

<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816